

平成 27 年 4 月 20 日

障害福祉サービス運営法人代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

日中活動系事業所と共同生活住居の併設について

日ごろより本市の障害福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますのでご連絡いたします。

記

1 趣旨

平成 24 年度より、愛知県から名古屋市に障害福祉サービス事業者の指定・指導権限の移譲がされて以降、旧法施設からの転換を除き、原則、共同生活住居と日中活動系事業所が同一建物にある場合の指定については認めていなかった。

その理由としては、第一に、共同生活援助の制度趣旨として、共同生活住居の利用者は、地域に住む人と自然に交わり、住居と離れた事業所へ通うことが前提とされていること、第二に、厚生労働省から共同生活住居の整備に当たっては、家庭的な雰囲気や地域との交流が図られ、社会との連帯を確保するという立地の趣旨について十分配慮すべき旨、障害保健福祉関係主管課長会議を通じて周知がなされていたことである。

しかしながら、共同生活援助の需要が高まる一方で、都市部において土地の確保が困難なことや、障害者の高齢化・重度化など社会的課題が深刻化している状況を考慮し、一定の条件の下に、併設を認める例外的な取扱いを示すこととしたもの。

2 例外的な取扱いとして併設を認める条件

(1) アとイの条件をともに満たすこと

ア 設備、構造上の条件

各事業所の建物の出入口がそれぞれ異なり、共同生活住居の居室から日中活動系事業所まで、一度建物の外に出なければ事業所間の行き来ができないこと。

イ 運営上の条件

- ①利用者に対し、併設された事業所を利用することのないよう、制度の趣旨を十分説明すること。
- ②利用者に対し、併設事業所を利用することを強制、勧奨しないこと。
- ③共同生活住居の設置にあたっては、「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式）を名古屋市に提出し、制度趣旨をふまえた共同生活援助事業所の運営に努めること。

(2) 注意点

高齢かつ重度の障害により、移動に困難を伴う利用者等が、本人の自由な意志に基づき、当該併設事業所の利用を強く希望する場合については、その利用について妨げるものではない。

3 手続き

共同生活援助の新規指定（平成 27 年 6 月 1 日指定以降）、移転・追加による変更届（平成 27 年 5 月 1 日以降）については、通常 of 添付書類に加えて「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式）を提出すること。

(別紙参考様式)

平成 年 月 日

(あて先)
名古屋市長

併設事業所に係る誓約書

このたび 指定申請を行う・変更届を提出する にあたり、下記のことを誓約いたします。

記

- 一、利用者に対し、共同生活援助の制度趣旨について十分に理解を得るよう説明します。
- 一、利用者に対し、併設する事業所を利用することを強制、勧奨しません。
- 一、当該事業所の従業者にもこの趣旨を周知し、制度趣旨に沿った運営に努めます。

法人名称

所在地

代表者職氏名

㊞

事業所名

管理者氏名

㊞